

教育委員会だより

大豊町中学校 活動報告！

3年生 4月23日～26日

「職場体験学習」へ チャレンジ！

3年生10名が8事業所に協力していただき職場体験学習を行いました。この職場体験では、「働くとはどんなことなのか」「働くために必要なことはどんなことなのか」「職場の人々はどんな志をもち大豊（嶺北）で働いているのか」「大人社会とは、など大人と一緒に働く機会を持つことで、望ましい勤労観や職業観を育み、将来の生き方を考えるための参考とすることを目的とした体験学習で、生徒たちは、多くのことを学ばせていただきました。



2年生 4月23日～26日

「沖縄修学旅行」へ GO！

3泊4日で沖縄へ修学旅行に行きました。今回の修学旅行では、沖縄県国頭郡伊江島での民家体験交流や南部戦線跡地、国際通りの見学、マリン体験などを通して、高知県（大豊町）とは異なる沖縄県の歴史、文化、人々の暮らしや平和について学習をしてきました。そのことを通して、改めてふるさと大豊の良さを見つめるとともに、さまざまな学びと思い出深い修学旅行になりました。



1年生 4月25日～26日

「ゆとりすと合宿」へ！

2年生の修学旅行中に1年生も1泊2日で合宿を行ないました。「中学校3年間の見通しをもち、どのような中学校生活を過ごすのかを考える。また、仲間や教員との絆を深める。」ことを目的とし、大豊町で育つ生徒に地元を知ってもらう意味もこめ、標高750mの高原リゾート、ゆとりすとパークを会場に実施しました。



大豊町中学校では、行事などの情報をホームページに掲載しております。

「沖縄修学旅行」と「ゆとりすと合宿」の様子についても掲載しておりますので、下のQRコードからログインしご覧ください。



〔ホームページ〕



大豊町中ホームページ

〔ツイッター〕



大切なお子さんの成長のために

児童手当

「現況届」は提出しましたか？



児童手当を受給されている方は、毎年6月中に児童手当、特例給付現況届を提出してください。

この届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合には、6月以降の手当が停止されます。

現況届に必要な書類

印鑑・受給者の健康保険証の写し

※その他、必要に応じて提出書類あり。



児童扶養手当

支給対象

次の条件に該当する児童の保護者や養育者 ※公的年金を受けておらず、前年所得が一定額以下の方

●父母が離婚した後、父または母と生計を共にしていない児童 ●父または母が死亡した児童

●父または母が重度の障害を持つ児童 ●母が婚姻によらないで生まれた児童 ほか

※この場合の児童とは、18歳に達して最初の3月31日まで（重度の障害がある方は20歳）の方

支給金額（月額）

●児童1人：10,120円～42,910円 ●児童2人：5,070円～10,140円を加算

●児童3人以上：3,040円～6,080円ずつ加算

※婚姻（内縁関係も含む）などにより支給対象外となったときは、速やかに連絡してください。

届出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくことになります。

支給方法が変わります

現在4月、8月、12月の年3回（4カ月分ずつ）支給を行っておりますが、「児童扶養手当法」の一部改正により、本年11月分より支払回数が年6回（2カ月分ずつ）へ見直しになります。

※なお、支給月が変わる本年11月の支払いは、8月～10月分の3カ月分が支払われます。

以降については、それぞれの支給月の前月までの2か月分が支払われます。

児童扶養手当を未婚で受給している方に対し、**臨時・特別給付金**を支給します！

10月に消費税引上げが予定されるなか、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当を受給する未婚のひとり親に対し、本年度17,500円の支給があります。

支給対象者

次の①②どちらにも当てはまる方

① 本年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

② 基準日（本年10月31日）において、これまで法律婚をしたことがない方
または、事実婚をしていない、事実婚の相手方の生死が明らかでない方

申請手続き

本年8月の児童扶養手当の現況届の手続きと同時に申請手続きを実施します。



問い合わせ先…住民課 福祉班 小森